

- ⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (4)当社は、本項(1)、(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いただいたている旅行代金（又は申込金）の全額を払戻します。
- (5)開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- (6)お客様の責に帰しない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)、(2)の取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、運賃料等を差し引いた金額を払戻します。

17. 当社の解除権 旅行開始前の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。
- ①お客様が、当社があからじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - ②お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるのであると認められるとき。
 - ④お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑤お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前から起算してさかのぼって3日目（第16項(1)の＊注）に規定するピーク時に旅行を開始するものについては（33日目）にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
 - ⑥スキーキーを目的とする旅行における降雪量の不足のようだ当社があからじめ示した旅行条件が成就しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑦天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めください。」以上の危険情報が出されたとき。但し、十分な安全措置を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行をお取消しにならるべきは、第16項[1]に定める取消料が必要となります。
 - ⑨お客様が第4項[7]から[9]に該当することが判明したとき。
- (2)お客様が第8項第1項に規定する旅行日程に旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該項目の翌日においてお客様の旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第16項(1)に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただけます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受取している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

18. 当社の解除権 旅行開始後の解除

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。
- ①お客様が病気、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 - ②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるのであるとき。
 - ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由により、旅行の継続が不可能となつたとき。
 - ④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になつたとき。
 - ⑤お客様が第4項[7]から[9]に該当することが判明したとき。
- (2)当社が本項(1)の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解消したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払いや又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻します。

19. 旅行代金の払戻し

- 当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の日の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に對し当該金額を払戻します。ただし、第18項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用はお客様の負担とします。

20. 説明解除後の復路手配

- 当社は、第18項の(1)又は(3)の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を受けます。

21. 当社の指示

- お客様は、旅行開始後旅行終了までの間ににおいて団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

22. 添乗員

- (1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認めた業務の全部又は一部を行います。
- (3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。
- (4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

23. 当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に對し通知があったときに限ります。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④日本又は外国官署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故

⑥食中毒

⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによつ

て生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

⑨その他、当社または手配代行者の関与しない事由

- (3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同号の規定にからわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に對し通知があったときに限り、お客様お一人につき15万円を限度（故意又は重過失がある場合を除く。）として賠償します。

24. 特別補償

- (1)当社は、第23項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外の事故により死命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、入院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかかる損害補償金（15万円）を限度。ただし、一個又は一つについての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。
- (2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部を充てします。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を收受して実施される小旅行（オプショナルツアー）のうち、当社が旅行企画、実施するものについては、主たる募集企画企画旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登攀はん、ボブルレー、リュージュ、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

25. 旅行保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- ①次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変

イ 戰乱

ウ 罷動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

- ②第16項から第18項間での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に於ける変更

- ③パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。またお客様1名に対して1募集企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、第9項の「標準旅行代金」となります。

- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額とを支払います。
- (4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値の他の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）の他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアーカードルールに記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいい。

注2：確定書面が交付された場合は「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取扱います。

注3：第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4：第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5：第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取扱います。

注6：第9号に掲げる変更についていは、第1号から第8号までを適用せず、第9号によります。

注7：現地旅行会社等が実施するオプショナルツアーや旅行保証の対象とはなりません。

26. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害賠償を申し受けます。

- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければ

なりません。

- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

27. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料（お一人様につき10,000円）とともに当社に提出していただきます。（既に航空券を発行している場合には、別途再発券に關する費用を請求する場合があります。）
- (2)旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

28. お客様が出発までに実施する事項

- (1)旅券・査証について（日本国籍以外の方は、自國の領事館・渡航先国領事館・入国管理局事務所にお問い合わせ下さい。）
- ①旅券（パスポート）：旅行参加には、パンフレット記載の残存有効期間を満了する旅券が必要です。
 - ②査証（ビザ）：旅行参加には、パンフレット記載の査証が必要です。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅券・査証・再入国届け及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約（渡航手続代理契約）として渡航手続きの一部門として運送機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

29. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に關して運送・宿泊機関等のサービス手配・提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続のため、⑤当社及び提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に關する情報提供のため、⑥旅行参加後の得意見や感想のお願ひのため、⑦アンケートのお願いのため、⑧特典サービス提供のため、⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2)上記②、③の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、大使館、入国管理局官等に書類又は電子データにより、提供することができます。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クリエジット会社にクリエジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することができます。
- なお、土産物店への個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行便逸出窓口にご出発の10日前までにお申し出ください。（注：10日前が土日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。）
- (3)当社及び当社グループ各社はお客様から書面によってご提供をいただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業室内、キャンペーン等の案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社の名称については当社の店頭又はホームページのプライバシーポリシーでご確認をお願いします。

- (4)当社は、個人情報の取扱いを委託することがあります。

- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対する開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。
- (6)一部の任意入札項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に關するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者（お客様相談室長）

問い合わせ先窓口：本社お客様相談室 記載時間：平日09:00～17:45 電話：03-6895-7883 FAX：03-6895-7833、e-mail：sodan-shitsu@nta.co.jp

30. パンフレット表示の旅行開始地までの国内航空券の取り扱いについて

- (1)お申し込み
- パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、ツアーオの申し込みと同時に行っていただきますよう、お願い申し上げます。
- (2)本項(1)の国内航空券の手配に關する契約は当社から承諾したときに成立します。国内航空線の区間について当社が承諾した後は、当該のコースの海外旅行部分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象とします。

(3)お取消

- お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別運賃料での国内航空券について予約、確保ができず、お客様が該当コースをお取消しする場合は、該当コースに關する所定の取消料をお支払いいただきます。

31. その他

(1)海外旅行行保険

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

(2)お買入物案内

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することができますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税品廻しである場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元に用意いただきたい。その手手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認のうえ、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は諸法令によって国外からの持ち出し及び日本への持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3)マイレージサービス

航空会社のマイレージサービスに關するお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受け取る予定であった同サービスが受けられなくなってしまった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第23項(1)ならびに第25項(1)の責任を負いません。

(注)第23項(1)の責任及び免責事項 第25項 旅行保証

- (4)事故等のお申し出
- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

- (5)当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港（国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港）を出発（集合）してから、当該空港に帰着（解散）するまでになります。

- (6)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

32. 募集型企画旅行契約について

- この条件に定めない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

- 当社旅行業約款は、当社ホームページ：http://www.nta.co.jpからもご覧になれます。

33. ご旅行条件の基準

- この旅行条件は2016年7月1日を基準としています。